

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課			
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額		
1	I	1	(1)	少人数学級推進事業	小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編成を行い、個に応じた分ける授業を展開し、確かな学力を育む。	市単独	少人数学級非常勤講師を8名雇用 ・小学校8校	25,523千円	少人数学級非常勤講師を8名雇用 ・小学校8校に配置	19,588千円	5	予定数の8校に非常勤講師を配置することができた。きめ細かな指導に大いに貢献した。	少人数学級非常勤講師を8名雇用 ・小学校8校	26,445千円	学校教育課
2	I	1	(1)	市費講師配置事業	小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師を配置する。	市単独	市費講師9名雇用 小学校 4校 5名 20,794千円 中学校 3校 4名 13,558千円	34,352千円	市費講師9名雇用 小学校 4校 5名 20,276千円 中学校 3校 4名 13,365千円	33,641千円	5	市費講師の配置により各校の学習指導や生徒指導を充実させることができた。	市費講師9名雇用 小学校 4校 5名 21,007千円 中学校 3校 4名 13,604千円	34,611千円	学校教育課
3	I	1	(1)	個別補充学習「マイ・スタディ」	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	市単独	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	0千円	小学校 47校 中学校 23校	0千円	5	学校訪問、要請訪問等で直接できた。また、校長面談で実施状況をうかがうことができた。	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	0千円	学校教育課
4	I	1	(1)	ハートアドバイザー配置事業	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	42,841千円	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	41,543千円	5	児童の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	41,997千円	学校教育課
5	I	1	(1)	特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等のある児童生徒の学習を支援する。発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校29校 中学校15校	47,094千円	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校29校 中学校15校	43,838千円	5	各配置校の状況に応じて児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	46,193千円	学校教育課
6	I	1	(1)	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	特別支援教育支援員65名雇用 小学校42校 中学校21校	69,564千円	特別支援教育支援員65名雇用 小学校42校 中学校21校	66,592千円	5	各配置校の状況に応じて児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	68,177千円	学校教育課
7	I	1	(1)	英語教育推進事業	各学校への外国語指導助手（ALT）の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育（外国語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。	市単独	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。外国語指導助手・・・22人、英語指導補助員・・・47校配置	116,628千円	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣した。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣した。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させた。外国語指導助手・・・22人、英語指導補助員・・・47校配置	112,861千円	4	外国語指導助手（ALT）市内を全小・中学校に派遣し、外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育の推進を図ることができた。また、全小学校へ英語指導補助員を派遣し、学級担任の補助をするとともに、英語教育の推進を図ることができた。	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。外国語指導助手・・・22人、英語指導補助員・・・47校配置	117,269千円	学校教育課
8	I	1	(1)	帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付（440千円）	4,357千円	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣した。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付（440千円）	1,633千円	4	帰国児童生徒・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導者を派遣することで、語学面での日本語指導だけでなく、相談活動も行い、日本の生活や学校に慣れるための支援ができた。	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付（440千円）	4,374千円	学校教育課
9	I	1	(1)	副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 5種 54,781冊 22,168千円 中学校 1種 11,358冊 6,543千円	28,711千円	副読本支給 小学校 5種 54,207冊 21,943千円 中学校 1種 11,377冊 6,390千円	28,333千円	5	保護者の経済的負担を軽減すること、及び児童生徒への教育効果の向上のために実施には意義があったといえる。	副読本支給 小学校 4種 19,528冊 7,609千円	7,609千円	学校教育課
10	I	1	(1)	学校教育推進事業（総合的な学習の時間活性化推進事業）（R元年度より名称変更）	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校 中学校 23校 70千円×68校＝4,760千円 55千円×2校＝110千円（男木小中、紫雲中みねやま分校） 55千円×2校＝110千円（英語モデル教育推進校 川添小、植田小）	4,980千円	小学校 47校 中学校 23校 70千円×68校＝4,760千円 55千円×2校＝110千円（男木小中、紫雲中みねやま分校） 55千円×2校＝110千円（英語モデル教育推進校 川添小、植田小）	4,980千円	5	全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 92千円×11校＝1,012千円（小7中4750人以上） 71千円×51校＝3,621千円（小36中15100人以上） 53千円×6校＝318千円（小3中310人以上） 18千円×4校＝72千円（男木小・中みねやま小・中） 50千円×2校（鶴尾小、浅野小）11千円×1校（高松第一小）	5,136千円	学校教育課
11	I	1	(2)	スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国庫補助	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	60,628千円	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図った。 SSW：13人	58,836千円	5	「スクールソーシャルワーカー」の働きにより、児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	60,712千円	学校教育課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課		
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額	
12	I	1	(2)	いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に關して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4,451千円	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することで、児童・生徒さらには保護者や教員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4,462千円	学校教育課
13	I	1	(2)	教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を実施し、小学校入学に向けた相談を行う。 教育相談窓口を開設し、心理士、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	1,706千円	就学等教育相談・・・277組 教育相談・・・243件	4	希望する保護者に対しては全員に実施できた。心理士による教育相談へのニーズが高く、予約できるのが2か月待ちとなるケースもあった。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を実施し、小学校入学に向けた相談を行う。 教育相談窓口を開設し、心理士、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	1,796千円	総合教育センター
14	I	1	(3)	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国庫補助	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 38校区 継続 34校区 新規 4校区	23,462千円	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 33校区 継続 33校区 新規 0校区	2	年間開催数の増加等により、参加児童数は増加したが、1校区が平成30年度から休室となり、実施校区数は減少した。	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 47校区 継続 33校区 新規 14校区	21,438千円	子育て支援課
15	I	1	(3)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。		実施校区数 17校区	0円	実施校区数 10校区	2	マニュアルを改正し、連携型に係る手続きを一部簡略化した。平成30年度において実施校区数を増やすことはできなかった。	実施校区数 17校区	0円	子育て支援課
16	I	1	(3)	学校教育推進事業（総合的な学習の時間活性化推進事業）（R元年度より名称変更）【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校 中学校 23校 70千円×68校＝4,760千円 55千円×2校＝110千円（男木小中、紫雲中みねやま分校） 55千円×2校＝110千円（英語モデル教育推進校 川添小、植田小）	4,980千円	小学校 47校 中学校 23校 70千円×68校＝4,760千円 55千円×2校＝110千円（男木小中、紫雲中みねやま分校） 55千円×2校＝110千円（英語モデル教育推進校 川添小、植田小）	5	全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 92千円×11校＝1,012千円（小7中 4750人以上） 71千円×51校＝3,621千円（小36中15 100人以上） 53千円×6校＝318千円（小3中 10人以上） 18千円×4校＝72千円（男木小・中みねやま小・中） 50千円×2校（鶴尾小、浅野小）11千円×1校（高松第一小）	5,136千円	学校教育課
17	I	1	(3)	まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。（講座数）160講座	816千円	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組んだ。（講座数）215講座	5	目標（講座数合計）160講座に対し、215講座を実施し、十分成果が上がっている。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。（講座数）200講座	816千円	生涯学習センター
18	I	1	(4)	高松市生徒みらい議会（中学・一高生対象）の開催	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育てる。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てている。	市単独	高松市生徒みらい議会の開催 参加人数 中学生22名、高校生8名 あいさつ：市長、市議会議長、教育長 議会説明：議会運営委員長 『認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち高松』のテーマのもと、よりよい高松のまちづくりのための取組についてグループ討議を行い、発表する。	10千円	高松市生徒みらい議会の開催 参加人数 中学生22名、高校生8名 あいさつ：市長、市議会議長、教育長 議会説明：議会運営委員長 『認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち高松』のテーマのもと、よりよい高松のまちづくりのための取組についてグループ討議を行い、発表した。	5	『「認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち高松」の実現をめざして』のテーマのもと2つの観点についてグループ協議を行い、話し合われた内容について全体会の場で発表した。全体発表したことについて各学校に持ち帰り、全校生に広めることができた。	高松市生徒みらい議会の開催 参加人数 中学生22名、高校生8名 あいさつ：市長、市議会議長、教育長 議会説明：議会運営委員長 『「情報社会を主体的に生きる力を育むまち高松」の実現を目指して』のテーマのもと、よりよい高松のまちづくりのための取組についてグループ討議を行い、発表する。	15千円	学校教育課
19	I	2	(1)	認定こども園化の推進	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やす。	市単独 国庫補助	幼保一体化施設整備（林地区） 幼保一体化施設整備（川島地区）	351,411千円	幼保一体化施設整備（林地区） 幼保一体化施設整備（川島地区）	5	市立施設においては、高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画に基づき、計画的に認定こども園へ移行している。	幼保一体化施設整備（林地区） 幼保一体化施設整備（川島地区）	897,038千円	こども園総務課
20	I	2	(1)	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	1号認定子ども 延べ人数 5,429人 延べ減免額 35,425千円 2・3号認定子ども 延べ人数 31,332人 延べ減免額 687,844千円 【平成29年度実績に基づく】	0千円	1号認定子ども 延べ人数 6,082人 延べ減免額 39,057千円 2・3号認定子ども 延べ人数 33,474人 延べ減免額 747,349千円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	1号認定子ども 延べ人数 3,041人 延べ減免額 19,866千円 2・3号認定子ども 延べ人数 33,474人 延べ減免額 497,873千円 【平成30年度実績に基づく】	0千円	こども園総務課 こども園運営課
21	I	2	(1)	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみな適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	市単独	0件 【平成29年度実績に基づく】	0円	13件	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	13件 【平成30年度実績に基づく】	0円	こども園運営課
22	I	2	(1)	私立幼稚園就園奨励費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	私立幼稚園等第2子以降の就園費助成 私立 461人 44,605千円 国立 6人 440千円 【平成29年度実績に基づく】	45,043千円	私立幼稚園等第2子以降の就園費助成 私立 315人 33,968千円 国立 5人 366千円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	幼稚園第2子以降保育料助成 私立 315人 15,882千円 国立 5人 183千円 【平成30年度実績に基づく】	16,065千円	こども園運営課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課			
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額		
23	I	2	(1)	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	延べ人数 13,137人 延べ減免額 14,331千円 【平成29年実績に基づく】	0円	延べ人数 12,186人 延べ減免額 13,077千円	0円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	延べ人数 6,093人 延べ減免額 6,538千円 【平成30年実績に基づく】	0円	子ども園運営課
24	I	2	(2)	「強めよう絆」推進事業	指導主事や学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。	市単独	指導主事や学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教育の補助等を行う。	1,075千円	派遣退職職員 9校9名	1,074千円	5	対局職員の派遣により派遣校の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図ることができた。	派遣退職職員 10校10名	1,075千円	学校教育課
25	I	2	(2)	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国庫補助市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ） 対象者 ・小学校 2,808人 220,813千円 ・中学校 1,736人 220,628千円	441,441千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ） 対象者 ・小学校 2,868人 224,115,180円 ・中学校 1,761人 213,819,585円	437,935千円	5	就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減が図られた。	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ） 対象者 ・小学校 2,903人 220,161千円 ・中学校 1,790人 225,492千円	445,653千円	学校教育課
26	I	2	(2)	特別支援教育サポーター配置事業【再掲】	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校29校 中学校15校	47,094千円	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校29校 中学校15校	43,838千円	5	各配置校の状況に応じて児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	46,193千円	学校教育課
27	I	2	(2)	特別支援教育支援員配置事業【再掲】	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	特別支援教育支援員65名雇用 小学校42校 中学校21校	69,564千円	特別支援教育支援員65名雇用 小学校42校 中学校21校	66,592千円	5	各配置校の状況に応じて児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	68,177千円	学校教育課
28	I	2	(2)	副読本支給事業【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 5種 54,781冊 22,168千円 中学校 1種 11,358冊 6,543千円	28,711千円	副読本支給 小学校 5種 54,207冊 21,943千円 中学校 1種 11,377冊 6,390千円	28,333千円	5	保護者の経済的負担を軽減すること、及び児童生徒への教育効果の向上のために実施には意義があったといえる。	副読本支給 小学校 4種 19,528冊 7,609千円	7,609千円	学校教育課
29	I	2	(2)	帰国児童等指導援助事業【再掲】	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付（440千円）	4,357千円	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣した。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付（440千円）	1,633千円	4	帰国児童生徒・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導者を派遣することで、語学面での日本語指導だけでなく、相談活動も行い、日本の生活や学校に慣れるための支援ができた。	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付（440千円）	4,374千円	学校教育課
30	I	2	(2)	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国庫補助	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	60,628千円	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置した。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図った。 SSW：13人	58,836千円	5	「スクールソーシャルワーカー」の働きにより、児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	60,712千円	学校教育課
31	I	2	(2)	いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4,451千円	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することにより、児童・生徒さらには保護者や教員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	3,807千円	4	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することにより、児童・生徒さらには保護者や教員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4,462千円	学校教育課
32	I	2	(2)	不登校対策事業	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	適応指導教室を2か所開設し、不登校児童生徒を受け入れる。	103,732千円	新塩屋町 虹の部屋通室・・・66名 香川町 みなみ・・・14名	87,284千円	4	12月に定員に達し、両施設とも待機となった。通室できている中学3年生については全員進路が確保できた。	香川町みなみを出作町に移転拡充し、教育支援センターみなみとして開設する。新塩屋町虹の部屋と合わせて、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	21,291千円	総合教育センター
33	I	2	(3)	高等学校等入学準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,500千円 国公立 10人×100千円 私立 10人×250千円	3,500千円	・入学準備金貸付 3,250千円 国公立 5人×100千円 私立 11人×250千円	3,250千円	5	入学準備金の貸付により進学にかかる経済的負担の軽減を図ることができた。	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	3,300千円	学校教育課
34	I	2	(3)	奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 23,544千円 奨学生218人 月額9,000円	23,544千円	・奨学金支給 24,246千円 奨学生230人 月額9,000円	24,246千円	5	成績要件を厳しくしたことにより支給人員は減少したが、学校やホームページ、広報などから制度の周知を行った。奨学金の支給により進学にかかる経済的負担の軽減を図ることができた。	・奨学金支給 23,760千円 奨学生220人 月額9,000円	23,760千円	学校教育課
35	I	2	(3)	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 105千円 6人（限度額2万円）	105千円	・教育資金の利子補給 107千円 7人（限度額2万円）	107千円	5	進学にかかる経済的負担の軽減を図ることができた。	・教育資金の利子補給 183千円 10人（限度額2万円）	183千円	学校教育課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課		
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額	
36	I	2	(4) 学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。	国庫補助	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 ○実施状況 3か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室	10,736千円	高松市社会福祉協議会への委託 ○実施状況 3か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室 4か所目開設の準備	10,736千円	4	平成31年度に4か所目を開設出来るよう、準備を行った。	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	12,213千円	生活福祉課
37	II	1	(1) 生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国庫補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	11,638千円	就労支援者数291人、生活保護停止・廃止者数9人。	11,270千円	3	平成29年度と比べて就労支援者数は増加したものの、生活保護停止・廃止者数は減少となった。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	11,413千円	生活福祉課
38	II	1	(1) 自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国庫補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	20,786千円	自立相談支援センターたかまつ（高松市社会福祉協議会）への委託 相談受付件数606件 プラン策定件数93件	20,786千円	3	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては支援プランを作成せずに情報提供のみを行うケース、他制度や他機関につなぐケースがあり、近年はそれが多数を占めているため。相談受付件数としては増加傾向にあるが、支援プランの作成目標率を50%とすること自体に無理がある。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	20,662千円	生活福祉課
39	II	1	(1) 女性相談事業	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国庫補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	8,660千円	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事業に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行っている。 平成30年度 相談延べ件数：3,435件（実人員649人） うちDV被害相談件数1,146件（実人員255人）	8,693千円	5	女性相談員3人を配置し、相談事業の充実にも努めている。相談件数は年々増加傾向にあり、地域における子育て機能の充実に向け、効果のある事業である。	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	8,756千円	子ども女性相談課
40	II	1	(1) 母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	国庫補助	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある（DV被害にあった女子等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	27,764千円	母子生活支援施設（高松市屋島ファミリーホーム）運営事業 指定管理委託先 社会福祉法人未知の会 平成30年度末入所状況 3世帯7人	19,288千円	4	平成20年度から、指定管理者制度を導入し施設の管理運営の委託によって、入所者処遇に対する支援が充実し、自立に向けた取り組みが実施されていることから、必要な事業である。	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある（DV被害にあった女子等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	24,050千円	子ども女性相談課
41	II	1	(1) 母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国庫補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	12,127千円	自立支援相談件数1,671件 サポートブック3,000冊配布 日曜出張相談件数9件	11,536千円	5	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関と連携し、支援を行った。	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	12,071千円	子ども家庭課
42	II	1	(1) 各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国庫補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	26,427千円	自立支援教育訓練給付金 5件 278,584円 高等職業訓練促進給付金 24件 23,138,500円 高等職業訓練修了支援給付金 7件 300,000円	23,717千円	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	25,581千円	子ども家庭課
43	II	1	(1) 母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国庫補助	児童扶養手当受給者の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5,840千円	プログラム策定件数79件	5,658千円	5	児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5,851千円	子ども家庭課
44	II	1	(1) 就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国庫補助	就職支援セミナー H30.11開催 介護職員初任者研修 H30.11～12開催 パソコン講習会 H30.1開催	465千円	就職支援セミナー、介護職員初任者研修、パソコン講習会 受講者13人	465千円	5	就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。	就職支援セミナー R1.11開催 介護職員初任者研修 R1.11～12開催	430千円	子ども家庭課
45	II	1	(1) 児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国庫補助	児童扶養手当の支給 受給児童数68,731人 1,794,625千円	1,794,625千円	児童扶養手当の支給 受給児童数69,166人 1,815,994千円	1,815,994千円	5	経済的に弱い立場のひとり親家庭に支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	児童扶養手当の支給 受給児童数67,781人 2,211,063千円	2,211,063千円	子ども家庭課
46	II	1	(1) 保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点をを行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	0円	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行った。	0円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	0円	子ども園運営課
47	II	1	(2) 障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国庫補助	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	18,504千円	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図った。	18,504千円	5	放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成が図られたため。	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	17,632千円	障がい福祉課
48	II	1	(2) 病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国庫補助	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	7,023千円	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図った。	114,133千円	5	多子世帯に対する経済的負担軽減が図られた。	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	7,079千円	子育て支援課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課			
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額		
49	II	1	(2)	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国庫補助	放課後児童クラブの運営 直営 45校区 94教室 委託 1校区 2教室 児童保育に対する補助 社会福祉法人等 17団体 施設整備 専用施設新設等 栗林（～30年度） 太田南（～30年度） 林（～30年度） 三溪（～31年度） 仏生山（～32年度）	846,520千円	放課後児童クラブの運営 直営 45校区 97教室 委託 1校区 2教室 児童保育に対する補助 社会福祉法人等 12団体（16教室） 施設整備 専用施設新設等 栗林（～30年度） 太田南（～30年度） 林（～30年度） 三溪（～31年度） 仏生山（～32年度）	805,217千円	3	待機児童解消に向け、専用施設（プレハブ）や小学校の余裕教室等の活用などの施設整備を実施し、受入可能児童数は増加したが、利用希望者も増加したため待機児童の解消には至らなかった。	放課後児童クラブの運営 直営 45校区101教室 委託 1校区 2教室 児童保育に対する補助 社会福祉法人等 18教室 施設整備 専用施設新設等 三溪（～31年度） 余裕教室等 仏生山、新番丁、大野等	850,968千円	子育て支援課
50	II	1	(2)	子育て短期支援事業	保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。	国庫補助 県補助	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。	292千円	保護者が病気、仕事、育児疲れなどで、一時的に養育が困難となった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に養育・保護することができた。 利用延べ人数 74人日	350千円	5	養育が困難となった家庭に対し、一時的に養育、保護することができた。	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。	376千円	こども女性相談課
51	II	1	(2)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。	国庫補助	利用時間8:00～20:00 利用料（1時間あたり） 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方（児童扶養手当受給水準） 150円 課税世帯の方（それ以外の世帯） 300円	1,213千円	利用時間数741時間	1,683千円	5	家庭生活支援員を派遣し、家事等のサービスを提供することにより、ひとり親家庭の負担軽減につながった。	利用時間8:00～20:00 利用料（1時間あたり） 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方（児童扶養手当受給水準） 150円 課税世帯の方（それ以外の世帯） 300円	1,148千円	こども家庭課
52	II	1	(2)	病児保育事業（体調不良児対応型）	（私立）保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	国・県補助 市単独	（私立）保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	私立 13,219千円	私立 2か所 8,646千円 診断連絡票補助150千円	私立 8,796千円	5	子育てと仕事の両立推進に寄与している。	私立 2か所 8,742千円 診断連絡票補助150千円	私立 8,892千円	こども園総務課
53	II	1	(2)	認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	5,614千円	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上（延対象児童） 昼間 812人×3,500円 夜間 209人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	4,037千円	5	入所児童に対する適切な処遇の確保につながった。	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上（延対象児童） 736人×3,500円 夜間 197人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	3,711千円	こども園総務課
54	II	1	(2)	延長保育事業	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。	国・県補助 市単独	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。	【公立】 105,685千円 【私立】 63,739千円	【公立】 公立保育所19か所、市こども園4か所実施 【私立】 47か所 補助46,924千円 市単12,346	【公立】 102,596千円 【私立】 59,270千円	5	【公立】 公立保育所19か所、市こども園4か所実施 【私立】 就労形態の多様化等に伴う利用ニーズに応えることができています。	【公立】 公立保育所、こども園23か所実施予定 【私立】 68か所 補助69,341千円 市単15,944	【公立】 108,032千円 【私立】 85,285千円	こども園総務課 こども園運営課
55	II	1	(2)	一時預かり事業	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預かる。	国・県補助、市単独	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預かる。	【公立】 14,975千円 【私立】 83,001千円	【公立】 公立保育所3か所、市こども園3か所実施 【私立】 37か所（うち補助31か所、自主6か所） 事業費 補助61,470千円 市単1,000千円 延べ利用人数（補助対象施設のみ） 15,222人/年	【公立】 14,279千円 【私立】 62,470千円	5	【公立】 公立保育所3か所、市こども園3か所実施 【私立】 不規則な就労形態や一時的な保育ニーズに応えることができています。	【公立】 公立保育所3か所、こども園6か所実施 【私立】 42か所（うち補助36か所、自主6か所） 事業費 補助105,355千円 市単1,200千円	【公立】 26,717千円 【私立】 106,555千円	こども園総務課 こども園運営課
56	II	1	(2)	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所【再掲】	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	0円	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行った。	0円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	0円	こども園運営課
57	II	1	(2)	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】	国庫補助	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネット 登録予定会員数：2,600人 委託料：13,090千円 ※子ども・子育て支援交付金事業 ※三木町、綾川町（瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業）からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	(13,090)千円 うち一般財源(3,938)千円	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネット 登録会員数：2,562人 委託料：13,090千円 ※子ども・子育て支援交付金事業 ※三木町、綾川町（瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業）からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	12,890千円	4	登録会員数は予定数に達していないが、前年度に比べて増加している。依頼会員に対し提供会員数が少なく、提供会員の確保が今後の課題であるが、養成講座についてさらなる広報を行い、提供会員の確保に努めた。	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネット 登録会員数：2,700人 委託料：13,292千円 ※子ども・子育て支援交付金事業 ※三木町、綾川町（瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業）からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	13,292千円	子育て支援課
58	II	1	(3)	相談事業（女性こころの相談）	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接又は電話による相談。 開館日の10:00～17:00予約制で1回50分。	指定管理料に含む	利用件数 544人	指定管理料に含む	5	平成29年度の利用者数は448人で平成30年度においては利用者数が増加した。 適切な機関を紹介することができた。	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	指定管理料に含む	男女共同参画・協働推進課
59	II	1	(3)	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国庫補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	8,287千円	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数15件	(4,562)千円	5	この事業により、入院助産を受けることの困難な妊産婦に対し助産を援助することができ、無事に出産へと繋げることができた。	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	12,265千円	こども女性相談課
60	II	1	(3)	ひとり親家庭等医療費助成	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助金	ひとり親家庭等医療受給者数 10,503人 1件当たり助成額 2,747円	432,109千円	ひとり親家庭等医療受給者数 10,228人 1件当たり助成額 2,797円	434,577千円	5	ひとり親家庭等医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。	ひとり親家庭等医療受給者数 10,414人 1人当たり助成額（/月）3,353円	432,511千円	こども家庭課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課		
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額	
61	II	1 (3)	母子栄養食品支給事業	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	1,055千円	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。母子栄養食品の支給36人	1,107千円	5	支援が必要な方に対して支給ができており、牛乳及び粉ミルクが必要な時期に栄養強化を行い、成果が上がっている。	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	1,134千円	保健センター
62	II	1 (3)	産後ケア事業	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	国庫補助	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	1,785千円	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行った。宿泊型49件、通所型24件	2,877千円	4	利用件数が、29年度に比べて大幅に伸び、産後の母子の支援の拡充につながっている。	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	3,193千円	保健センター
63	II	1 (3)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国庫補助 県補助	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	21,831千円	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。訪問数3,057人（訪問率92.6% 出生数3,302人）	18,234千円	4	訪問率は90%台を維持している。里帰りや入院等により訪問できていないケースについては、4か月児相談や、他機関との連携により、把握に努めている。	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	27,254千円	保健センター
64	II	2 (1)	要保護児童対策支援事業	支援が必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。	国庫補助 県補助	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行う。	4,980千円	社会問題となっている児童虐待の増加を防ぎ、減少させるために必要な事業であり、予防のための各種啓発活動、具体的事例の解決のためのケース会議、関係機関を対象とした講演の実施など、積極的に行ってきた。また通告のあった児童の進行管理を確実に行うことができた。高松市児童対策協議会 代表者会議 1回 実務者会議 16回 (情報交換会を含む) 個別ケース検討会209回	(4,946)千円	5	児童虐待や不適切な養育のある家庭の進行管理を適切に行ったと同時に、重症度の高いケースや関係機関が複数にまたがっているケースについては随時、個別ケース検討会を開催することができた。	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行う。	4,827千円	こども女性相談課
65	II	2 (2)	こども食堂等支援事業	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供するこども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助（開催）：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助（食数）：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：10か所	1,405千円	助成か所数：1か所 助成内容 ①初期経費：90,000円 ②運営補助：8,000円×12月 ③食数補助：@150×312食 ④多世代交流加算：500円×46回	255千円	3	子どもの孤食防止や居場所の確保、地域住民との交流等の場の提供において一定の効果があつたが、補助申請団体数が伸びなかった。	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助（開催）：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助（食数）：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：2か所	391千円	子育て支援課
66	II	2 (2)	母子栄養食品支給事業【再掲】	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	1,055千円	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。母子栄養食品の支給36人	1,107千円	5	支援が必要な方に対して支給ができており、牛乳及び粉ミルクが必要な時期に栄養強化を行い、成果が上がっている。	母子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	1,134千円	保健センター
67	II	2 (3)	高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国庫補助 県補助	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	14,583千円	居場所活動数241か所のうち子どもとの交流数46か所	11,991千円	4	子どもとの交流数は平成29年度実績は44か所、わずかではあるが増加したため。	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。また、居場所の内容の充実が図れるよう支援し、居場所が、多世代が交流する地域の拠点となり、地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指す。	13,933千円	長寿福祉課
68	II	2 (3)	放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国庫補助	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 38校区 継続 34校区 新規 4校区	23,462千円	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 33校区 継続 33校区 新規 0校区	20,876千円	2	年間開催数の増加等により、参加児童数は増加したが、1校区が平成30年度から休室となり、実施校区数は減少した。	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 47校区 継続 33校区 新規 14校区	21,438千円	子育て支援課
69	II	2 (3)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。		実施校区数 17校区	0円	実施校区数 10校区	0円	2	マニュアルを改正し、連携型に係る手続きを一部簡略化した。が、平成30年度において実施校区数を増やすことはできなかった。	実施校区数 17校区	0円	子育て支援課
70	II	2 (3)	放課後児童クラブ事業【再掲】	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国庫補助	放課後児童クラブの運営 直営 45校区 94教室 委託 1校区 2教室 児童保育に対する補助 社会福祉法人等 17団体 施設整備 専用施設新設等 栗林（～30年度） 太田南（～30年度） 林（～30年度） 三溪（～31年度） 仏生山（～32年度）	846,520千円	放課後児童クラブの運営 直営 45校区 97教室 委託 1校区 2教室 児童保育に対する補助 社会福祉法人等 12団体（16教室） 施設整備 専用施設新設等 栗林（～30年度） 太田南（～30年度） 林（～30年度） 三溪（～31年度） 仏生山（～32年度）	805,217千円	3	待機児童解消に向け、専用施設（プレハブ）や小学校の余裕教室等の活用などの施設整備を実施し、受入可能児童数は増加したが、利用希望者も増加したため待機児童の解消には至らなかった。	放課後児童クラブの運営 直営 45校区101教室 委託 1校区 2教室 児童保育に対する補助 社会福祉法人等 18教室 施設整備 専用施設新設等 三溪（～31年度） 余裕教室等 仏生山、新番丁、大野等	850,968千円	子育て支援課
71	II	2 (3)	こども食堂等支援事業【再掲】	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供するこども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助（開催）：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助（食数）：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：10か所	1,405千円	助成か所数：1か所 助成内容 ①初期経費：90,000円 ②運営補助：8,000円×12月 ③食数補助：@150×312食 ④多世代交流加算：500円×46回	255千円	3	子どもの孤食防止や居場所の確保、地域住民との交流等の場の提供において一定の効果があつたが、補助申請団体数が伸びなかった。	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助（開催）：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助（食数）：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：2か所	391千円	子育て支援課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課			
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額		
72	II	2	(3)	まなびの場づくり事業【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。（講座数）160講座	816千円	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組んだ。（講座数）215講座	652千円	5	目標（講座数合計）160講座に対し、215講座を実施し、十分成果が上がっている。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。（講座数）200講座	816千円	生涯学習センター
73	II	2	(4)	高齢者居場所づくり事業【再掲】	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国庫補助・県補助	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	14,583千円	居場所活動数241か所のうち子どもとの交流数46か所	11,991千円	4	子どもとの交流数は平成29年度実績は44か所、わずかではあるが増加したため。	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。また、居場所の内容の充実が図れるよう支援し、居場所が、多世代が交流する地域の拠点となり、地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指す。	13,933千円	長寿福祉課
74	II	2	(4)	放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国庫補助	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 38校区 継続 34校区 新規 4校区	23,462千円	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 33校区 継続 33校区 新規 0校区	20,876千円	2	年間開催数の増加等により、参加児童数は増加したが、1校区が平成30年度から休室となり、実施校区数は減少した。	放課後子ども教室事業の実施 実施校区 47校区 継続 33校区 新規 14校区	21,438千円	子育て支援課
75	II	2	(4)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。		実施校区数 17校区	0円	実施校区数 10校区	0円	2	マニュアルを改正し、連携型に係る手続きを一部簡略化した。平成30年度において実施校区数を増やすことはできなかった。	実施校区数 17校区	0円	子育て支援課
76	II	2	(4)	こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中樞都市圏の小・中学校）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。	市単独	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中樞都市圏の小・中学校）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。	37,683千円	・こども未来館学習(61校) 4,821人 ・チャレンジ教室 223人 ・科学・アート体験教室11,040人 ・プラネタリウム投影 20,880人	36,119千円	5	平成30年度には、初めて市内中学校6校が、こども未来館学習を実施するなど、多くの人が参加してもらえた。	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中樞都市圏の小・中学校）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。	35,476千円	こども未来館
77	II	2	(4)	こども未来館わくわく体験事業	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	市単独	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	2,700千円	・公募プログラム等 3,181人 ・こども未来館まつり 744人 ・遊び体験プログラム1,625人	2,550千円	5	目標としていた、3,800人を超えた。5,550人に参加してもらえた。	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	2,459千円	こども未来館
78	II	2	(4)	学校教育推進事業（総合的な学習の時間活性化推進事業）（R元年度より名称変更）	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校 中学校 23校 70千円×68校=4,760千円 55千円×2校=110千円（男木小中、紫雲中みねやま分校） 55千円×2校=110千円（英語モデル教育推進校 川添小、植田小）	4,980千円	小学校 47校 中学校 23校 70千円×68校=4,760千円 55千円×2校=110千円（男木小中、紫雲中みねやま分校） 55千円×2校=110千円（英語モデル教育推進校 川添小、植田小）	4,980千円	5	全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 92千円×11校=1,012千円（小7中4750人以上） 71千円×51校=3,621千円（小36中15100人以上） 53千円×6校=318千円（小3中310人以上） 18千円×4校=72千円（男木小・中みねやま小・中） 50千円×2校（鶴尾小、浅野小）11千円×1校（高松第一小）	5,136千円	学校教育課
79	II	2	(4)	まなびの場づくり事業【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。（講座数）160講座	816千円	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組んだ。（講座数）215講座	652千円	5	目標（講座数合計）160講座に対し、215講座を実施し、十分成果が上がっている。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。（講座数）200講座	816千円	生涯学習センター
80	II	3	(1)	助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国庫補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助産を行う。	8,287千円	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。年間利用件数15件	(4,562)千円	5	この事業により、入院助産を受けることの困難な妊産婦に対し助産を援助することができ、無事に出産へと繋げることができた。	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助産を行う。	12,265千円	こども女性相談課
81	II	3	(1)	母子栄養食品支給事業【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	1,055千円	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。母子栄養食品の支給36人	1,107千円	5	支援が必要な方に対して支給ができており、牛乳及び粉ミルクが必要な時期に栄養強化を行い、成果が上がっている。	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	1,134千円	保健センター
82	II	3	(1)	産後ケア事業【再掲】	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	国庫補助	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	1,785千円	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行った。宿泊型49件、通所型24件	2,877千円	4	利用件数が、29年度に比べて大幅に伸び、産後の母子の支援の拡充につながっている。	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	3,193千円	保健センター

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課			
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額		
83	Ⅱ	3	(1)	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国庫補助 県補助	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	21,831千円	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。訪問数3,057人（訪問率92.6% 出生数3,302人）	18,234千円	4	訪問率は90%台を維持している。里帰りや入院等により訪問できていないケースについては、4か月児相談や、他機関との連携により、把握に努めている。	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	27,254千円	保健センター
84	Ⅱ	3	(1)	子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国庫補助 県補助	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供した。子育て世代包括支援ネットワーク会議（全体会2回、エリア会4回）	7,328千円	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供した。子育て世代包括支援ネットワーク会議（全体会2回、エリア会4回）	10,061千円	4	保健センターと保健ステーションに母子保健コーディネーターを配置し、専門職である母子保健コーディネーターが相談支援等を実施することができた。特に、妊娠届出時に面接を行い、支援が必要な妊婦に早期に支援を行えた。さらに、子育て世代の支援に関わる関係機関等において「子育て世代包括支援ネットワーク会議」やケース会議等を開催し、母子保健や子育て支援に関わる関係機関の連携強化が図れた。	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。子育て世代包括支援ネットワーク会議（全体会2回、エリア会4回）	649千円	保健センター
85	Ⅱ	3	(2)	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（住宅補修、引越時の住宅借借に必要な経費等）。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	41,322千円	母子福祉資金42件26,136千円 父子福祉資金 0件 寡婦福祉資金 2件 1,040千円	27,176千円	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	32,933千円	こども家庭課
86	Ⅱ	3	(2)	市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。	市単独	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 ○4戸募集（木太町A団地、木太町B団地、朝日町団地、川東団地）	—	母子・父子世帯向けの部屋を4戸募集し、そのうち3戸入居した。	—	4	4戸募集し、3戸入居（3/4）	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 ○4戸募集	—	市営住宅課
87	Ⅲ	1	(1)	相談事業（女性のための就労相談）	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	毎週月・水・金の10:00～17:00で専門相談員による相談。	2,000千円	利用件数 201人	2,000千円	5	平成30年度の利用者数は160人であった。広報、周知により利用者数が増加し、就労支援ができた。	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付。	2,500千円	男女共同参画・協働推進課
88	Ⅲ	1	(1)	自立相談支援事業【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国庫補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	20,786千円	自立相談支援センターたかまつ（高松市社会福祉協議会）への委託 相談受付件数606件 プラン策定件数 93件	20,786千円	3	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては支援プランを作成せずに情報提供のみを行うケース、他制度や他機関につなぐケースがあり、近年はそれが多数を占めているため。相談受付件数としては増加傾向にあるが、支援プランの作成目標率を50%とすること自体に無理がある。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	20,662千円	生活福祉課
89	Ⅲ	1	(1)	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国庫補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	26,427千円	自立支援教育訓練給付金 5件 278,584円 高等職業訓練促進給付金 24件 23,138,500円 高等職業訓練修了支援給付金 7件 300,000円	23,717千円	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	25,581千円	こども家庭課
90	Ⅲ	1	(1)	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援【再掲】	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用により、就労を支援する。	国庫補助	児童扶養手当受給者の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5,840千円	プログラム策定件数79件	5,658千円	5	児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5,851千円	こども家庭課
91	Ⅲ	1	(1)	就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国庫補助	就職支援セミナー H30.11開催 介護職員初任者研修 H30.11～12開催 パソコン講習会 H30.1開催	465千円	就職支援セミナー 介護職員初任者研修 パソコン講習会 受講者13人	465千円	5	就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。	就職支援セミナー R1.11開催 介護職員初任者研修 R1.11～12開催	430千円	こども家庭課
92	Ⅲ	1	(1)	子育て支援中小企業等表彰制度	次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等（計画策定が努力義務とされている従業員100人以下の中小企業等が対象）のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。	市単独	一般事業主行動計画を策定し、香川労働局への届出を完了している市内中小企業から公募、応募企業の取組内容を職員が聴取り調査し、その内容をもとに選考委員会で表彰企業を決定。表彰企業は、その取組内容を本市ホームページや広報たかまつ等で広く紹介する。	144千円	一般事業主行動計画を策定し、香川労働局への届出を完了している市内中小企業から公募、応募企業の取組内容を職員が聴取り調査し、その内容をもとに選考委員会で表彰企業を決定。表彰企業は、その取組内容を本市ホームページや広報たかまつ等で広く紹介する。 表彰企業） 有限会社イレブンリース 春日緑地建設株式会社 医療法人社団しん治歯科医院 株式会社タケダ 株式会社丸三 株式会社ラブ・ラボ 有限会社リッツ	122千円	5	平成30年度は自主的な応募のみで、年間の目標表彰事業者数（5社）を上回る表彰を達成することができた。	子育て支援中小企業等表彰事業については、平成30年度をもって廃止した。	—	産業振興課
93	Ⅲ	1	(1)	合同就職面接（説明）会の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催するもの。	他団体との共催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	285千円	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催した。 開催日：平成30年8月22日 参加求職者：179人	285千円	4	アンケート結果等をもとに開催時期を設定し直し、昨年度より多くの求職者の参加を得たが、更なる参加者増への取組みも必要である。	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	285千円	産業振興課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課		
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額	
94	Ⅲ	1 (2)	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国庫補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	26,427千円	自立支援教育訓練給付金 5件 278,584円 高等職業訓練促進給付金 24件 23,138,500円 高等職業訓練修了支援給付金 7件 300,000円	23,717千円	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	25,581千円	子ども家庭課
95	Ⅲ	1 (2)	就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国庫補助	就職支援セミナー H30.11開催 介護職員初任者研修 H30.11～12開催 パソコン講習会 H30.1開催	465千円	就職支援セミナー、介護職員初任者研修、パソコン講習会 受講者13人	465千円	5	就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。	就職支援セミナー R1.11開催 介護職員初任者研修 R1.11～12開催	430千円	子ども家庭課
96	Ⅲ	2 (1)	母子・父子自立支援員等による支援【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国庫補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	12,127千円	自立支援相談件数1,671件 サポートブック3,000冊配布 日曜出張相談件数9件	11,536千円	5	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	12,071千円	子ども家庭課
97	Ⅲ	2 (1)	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国庫補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	26,427千円	自立支援教育訓練給付金 5件 278,584円 高等職業訓練促進給付金 24件 23,138,500円 高等職業訓練修了支援給付金 7件 300,000円	23,717千円	5	各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	25,581千円	子ども家庭課
98	Ⅲ	2 (1)	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（技能習得資金、就職支度資金）。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	41,322千円	母子福祉資金42件26,136千円 父子福祉資金 0件 寡婦福祉資金 2件 1,040千円	27,176千円	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	32,933千円	子ども家庭課
99	Ⅲ	3 (1)	障害児放課後支援事業の利用料の免除【再掲】	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国庫補助	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	18,504千円	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図った。	18,504千円	5	放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図られたため。	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	17,632千円	障がい福祉課
100	Ⅲ	3 (1)	生活保護による支援【再掲】	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国庫補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	11,638千円	就労支援者数291人、生活保護停止・廃止者数9人。	11,270千円	3	平成29年度と比べて就労支援者数は増加したものの、生活保護停止・廃止者数は減少となった。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	11,413千円	生活福祉課
101	Ⅲ	3 (1)	たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。	市単独	生活困窮者のための緊急的、一時的な援助・救済を目的とした貸付事業を行う。 【貸付条件】 緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民であって、世帯を単位として貸付けを行うもの 想定貸付件数 200件	8,500千円	緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民に対し貸付けを行った。 貸付件数 226件	8,500千円	5	計画件数を上回る貸付けを行っており、低所得者の更生、救済に大きく寄与した。	生活困窮者のための緊急的、一時的な援助・救済を目的とした貸付事業を行う。 【貸付条件】 緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民であって、世帯を単位として貸付けを行うもの 想定貸付件数 200件	8,500千円	健康福祉総務課
102	Ⅲ	3 (1)	放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。		生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	0円	生活保護受給世帯又は非課税世帯にからの減免申請に対し利用料を減免した。	0円	5	生活保護受給世帯又は非課税世帯にからの全減免申請に対し、利用料を減免することができた。	生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	0円	子育て支援課
103	Ⅲ	3 (1)	病児保育事業【再掲】	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国庫補助	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	7,023千円	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図った。	114,133千円	5	多子世帯に対する経済的負担軽減が図られた。	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	7,079千円	子育て支援課
104	Ⅲ	3 (1)	助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦に対して、助産を援助する。	国庫補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	8,287千円	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数15件	(4,562)千円	5	この事業により、入院助産を受けることの困難な妊産婦に対し助産を援助することができ、無事に出産へと繋げることができた。	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	12,265千円	子ども女性相談課
105	Ⅲ	3 (1)	児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	国庫補助	児童手当 受給児童数 635,724人 6,900,830千円	6,900,830千円	児童手当 受給児童数 639,146人 6,900,630千円	6,900,630千円	5	現金給付を行うことにより、子育て支援施策に貢献した。また、支給要件の調査を十分に実施し、適正な事務に努めた。	児童手当 受給児童数 680,638人 6,792,855千円	6,792,855千円	子ども家庭課
106	Ⅲ	3 (1)	子ども医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、小学6年生までの通院及び中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成する。	県補助金	対象年齢：0歳から15歳年度末まで（中学生は入院のみ） 乳幼児 受給者数 24,125人 1件当たり助成額 1,754円 小学生 受給者数 23,263人 1件当たり助成額 2,110円 中学生 受給者数 12,115人 1件当たり助成額 57,237円	1,721,699千円	対象年齢：0歳から15歳年度末まで（中学生は入院のみ） 乳幼児 受給者数 23,402人 1件当たり助成額 1,709円 小学生 受給者数 21,000人 1件当たり助成額 2,123円 中学生 受給者数 352人 1件当たり助成額 56,343円	1,682,301千円	5	子ども医療費の自己負担分を助成することにより、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図ることができた。	対象年齢：0歳から15歳年度末まで（中学生は入院のみ） 乳幼児 受給者数 23,895人 1人当たり助成額（/月）3,259円 小学生 受給者数 23,177人 1件当たり助成額 2,109円 中学生 受給者数 12,037人 1件当たり助成額 56,763円	1,707,288千円	子ども家庭課
107	Ⅲ	3 (1)	児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国庫補助	児童扶養手当の支給 受給児童数68,731人 1,794,625千円	1,794,625千円	児童扶養手当の支給 受給児童数69,166人 1,815,994千円	1,815,994千円	5	経済的に弱い立場のひとり親家庭に支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	児童扶養手当の支給 受給児童数67,781人 2,211,063千円	2,211,063千円	子ども家庭課
108	Ⅲ	3 (1)	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助金	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,503人 1件当たり助成額 2,747円	432,109千円	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,228人 1件当たり助成額 2,797円	434,577千円	5	ひとり親家庭等医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,414人 1人当たり助成額（/月）3,353円	432,511千円	子ども家庭課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課			
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額		
109	Ⅲ	3	(1)	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	41,322千円	母子福祉資金42件26,136千円 父子福祉資金 0件 寡婦福祉資金 2件 1,040千円	27,176千円	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	32,933千円	子ども家庭課
110	Ⅲ	3	(1)	認可外保育施設保育料助成【再掲】	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している第2子以降の保育料の負担を軽減する。	5,614千円	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 812人×3,500円 夜間 209人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	4,037千円	5	入所児童に対する適切な処遇の確保につながった。	概ね、年間を通じて児童の数が6人以上 (延対象児童) 昼間 736人×3,500円 夜間 197人×5,000円 賠償責任保険 3施設×50,000円	3,711千円	子ども園総務課
111	Ⅲ	3	(1)	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	1号認定子ども 延べ人数 5,429人 延べ減免額 35,425千円 2・3号認定子ども 延べ人数 31,332人 延べ減免額 687,844千円 【平成29年度実績に基づく】	0千円	1号認定子ども 延べ人数 6,082人 延べ減免額 39,057千円 2・3号認定子ども 延べ人数 33,474人 延べ減免額 497,873千円 延べ減免額 747,349千円	0千円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	1号認定子ども 延べ人数 3,041人 延べ減免額 19,866千円 2・3号認定子ども 延べ人数 33,474人 延べ減免額 497,873千円 【平成30年度実績に基づく】	0千円	子ども園総務課 子ども園運営課
112	Ⅲ	3	(1)	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用【再掲】	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	市単独	0件 【平成29年度実績に基づく】	0円	13件	0円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	13件 【平成30年度実績に基づく】	0円	子ども園運営課
113	Ⅲ	3	(1)	私立幼稚園就園奨励費補助【再掲】	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	私立幼稚園等第2子以降の就園費助成 私立 461人 44,605千円 国立 6人 440千円 【平成29年度実績に基づく】	45,043千円	私立幼稚園等第2子以降の就園費助成 私立 315人 33,968千円 国立 5人 366千円	34,334千円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	幼稚園第2子以降保育料助成 私立 315人 15,882千円 国立 5人 183千円 【平成30年度実績に基づく】	16,065千円	子ども園運営課
114	Ⅲ	3	(1)	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	延べ人数 13,137人 延べ減免額 14,331千円 【平成29年度実績に基づく】	0円	延べ人数 12,186人 延べ減免額 13,077千円	0円	5	保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てを行える環境を整えることができた。	延べ人数 6,093人 延べ減免額 6,538千円 【平成30年度実績に基づく】	0円	子ども園運営課
115	Ⅲ	3	(1)	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業【再掲】	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国庫補助市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ） 対象者 ・小学校 2,808人 220,813千円 ・中学校 1,736人 220,628千円	441,441千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ） 対象者 ・小学校 2,868人 224,115,180円 ・中学校 1,761人 213,819,585円	437,935千円	5	就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減が図られた。	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ） 対象者 ・小学校 2,903人 220,161千円 ・中学校 1,790人 225,492千円	445,653千円	学校教育課
116	Ⅲ	3	(1)	副読本支給事業【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 5種 54,781冊 22,168千円 中学校 1種 11,358冊 6,543千円	28,711千円	副読本支給 小学校 5種 54,207冊 21,943千円 中学校 1種 11,377冊 6,390千円	28,333千円	5	保護者の経済的負担を軽減すること、及び児童生徒への教育効果の向上のために実施には意義があったといえる。	副読本支給 小学校 4種 19,528冊 7,609千円	7,609千円	学校教育課
117	Ⅲ	3	(1)	高等学校等入学準備金貸付事業【再掲】	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達に困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,500千円 国公立 10人×100千円 私立 10人×250千円	3,500千円	・入学準備金貸付 3,250千円 国公立 5人×100千円 私立 11人×250千円	3,250千円	5	入学準備金の貸付により進学にかかる経済的負担の軽減を図ることができた。	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	3,300千円	学校教育課
118	Ⅲ	3	(1)	奨学金支給事業【再掲】	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 23,544千円 奨学生218人 月額9,000円	23,544千円	・奨学金支給 24,246千円 奨学生230人 月額9,000円	24,246千円	5	成績要件を厳しくしたことにより支給人員は減少したが、学校やホームページ、広報などから制度の周知を行った。奨学金の支給により進学にかかる経済的負担の軽減を図ることができた。	・奨学金支給 23,760千円 奨学生220人 月額9,000円	23,760千円	学校教育課
119	Ⅲ	3	(1)	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業【再掲】	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 105千円 6人（限度額2万円）	105千円	・教育資金の利子補給 107千円 7人（限度額2万円）	107千円	5	進学にかかる経済的負担の軽減を図ることができた。	・教育資金の利子補給 183千円 10人（限度額2万円）	183千円	学校教育課
120	Ⅲ	3	(2)	子どもの養育に関する手引きの配布	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配付する。	-	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配布する。	0円	民法では、協議離婚の際に、子どもの監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費の分担」についても定めることとされ、その取り決めには、子の利益を最優先に考慮しなければならないことを広く理解していただいた。	0円	5	子どもが健やかに成長しているようにするためには、離婚するときにあらかじめ親として「養育費」と「面会交流」を話し合うことが重要であることを啓発することができた。	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配布する。	0円	市民課
121	Ⅲ	3	(2)	無料法律相談などの案内	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	-	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	子ども家庭課
122	Ⅲ	3	(2)	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（離婚相手に対し養育費を請求する裁判費用）。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	41,322千円	母子福祉資金42件26,136千円 父子福祉資金 0件 寡婦福祉資金 2件 1,040千円	27,176千円	5	修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	32,933千円	子ども家庭課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課	
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額
123	IV	1	(1) 子どもの貧困対策コーディネーター事業	国庫補助	①子どもの貧困対策コーディネーターの配置（1名） ②研修会、勉強会の開催 ③周知啓発リーフレットの作成（7,750部）	197千円	①子どもの貧困対策コーディネーターの配置 1名配置 ②研修会（講演会）1回開催 87人参加 勉強会 1回開催 29人参加 ③周知啓発リーフレット 7,000部作成	84千円	4	専門のコーディネーターを1名配置し、ワンストップの相談体制が整備された。また、関係機関等へ当該事業を周知するため、リーフレットの配布や各種会合で説明を行い、連携による関係機関相互の情報共有とネットワークの構築の重要性については、一定の理解が得られた。コーディネーターによる相談は、僅少であったため、関係機関等への事業の周知や運営等について課題があった。	①子どもの貧困対策コーディネーターの配置（1名） ②ネットワークの設置 ③全体会（講演会等）の開催 ④コーディネーター養成・育成研修会の開催 ⑤勉強会の開催	130千円	健康福祉総務課地域共生社会推進室
124	IV	1	(1) 女性相談事業【再掲】	国庫補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	8,660千円	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事業に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携し適切な保護を実施する等の支援を行った。 平成30年度 相談延べ件数：3,435件（実人員649人） うちDV被害相談件数1,146件（実人員255人）	8,693千円	5	女性相談員3人を配置し、相談事業の充実に努めている。相談件数は年々増加傾向にあり、地域における子育て機能の充実に向け、効果のある事業である。	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	8,756千円	子ども女性相談課
125	IV	1	(1) 利用者支援事業	国・県補助	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	7,113千円（こども園総務課） 21,339千円	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 1か所 7,200千円（こども園総務課） 子育て支援課（7,200千円×3拠点） ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園運営課（7,113千円×1拠点） ・春日こども園地域子育て支援センター（土日、祝日を除く9:00～17:00）	7,200千円（こども園総務課） 21,600千円（子育て支援課）	5	育児相談や連絡支援などの事業をしており、必要な施設紹介やサービス提供につながっている。 利用者数が年々増加しており、ニーズが高い事業である。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 1か所 7,200千円（こども園総務課） 子育て支援課（7,200千円×3拠点） ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松	7,200千円（こども園総務課） 21,600千円（子育て支援課）	こども園総務課（こども園） 子育て支援課（その他）
126	IV	1	(1) 関係機関との連携		学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	0千円	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	0千円	4	様々な問題のある児童生徒についてはケース会を通して情報共有に努めることで、継続的にその対応策を学校と協議することができた。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	0千円	学校教育課
127	IV	1	(2) 広報事業	市単独	市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報たかまつ、メルマガ、LINEなど各種広報媒体を通じて提供を行う。	【広報紙】 108,125千円 【LINE】 0円	【広報紙】 支援を必要とする世帯に適切な支援が届くよう、広報たかまつにおいて子どもの貧困対策に資する施策や事業等の掲載を行った。 【LINE】 1 LINEトーク投稿回数 27回 2 タイムライン投稿記事数 193件	【広報紙】 87,696千円 【LINE】 0円	5	【広報紙等】 広報紙を主とした情報発信となっていることから、関係課と連携し、発信する情報に適した広報媒体を活用するなど、更なる情報発信の強化に努める必要がある。 【LINE】 計画を上回る投稿を行っており、普段得られにくい健康福祉に関する情報を、手軽に受信してもらうことで、地域福祉の推進に寄与した。	【広報紙】 102,355千円 【LINE】 0円	広聴広報課 健康福祉総務課	
128	IV	1	(2) 「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等	市単独	子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。	3,800千円 ※ひとり親向け関係業務分含む。	子育て支援総合情報発信事業（委託料3,800千円※ひとり親家庭向け情報誌及びウェブサイト等の業務を含む。） ・子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷（5,000部） ・子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	3,800千円	5	昨年と同様、子育てハンドブック等の作成、情報サイトの運営を行うことにより、子育て親子への情報発信が図られた。	子育て支援総合情報発信事業（委託料3,836千円※ひとり親家庭向け情報誌及びウェブサイトの運営等の業務を含む。） ・子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷（4,700部） ・子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	3,836千円	子育て支援課
129	IV	1	(2) 「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等		ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	-	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	こども家庭課
130	IV	2	(1) 相談事業（女性のための法律相談）	市単独	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。（年6回）	80千円	女性弁護士による女性のための法律相談を6回実施した。	80千円	5	計画通り、6回の法律相談を実施できた。	女性弁護士による女性のための法律相談を6回実施する。	80千円	男女共同参画・協働推進課
131	IV	2	(1) 相談事業（女性こころの相談）【再掲】	市単独	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	指定管理料に含む	面談又は電話による相談。 開館日の10:00～17:00予約制で1回50分。	指定管理料に含む	5	平成29年度の利用者数は448人で平成30年度においては利用者数が増加した。適切な機関を紹介することができた。	面談・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	指定管理料に含む	男女共同参画・協働推進課
132	IV	2	(1) 相談事業（女性のための就労相談）【再掲】	市単独	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	2,000千円	毎週月・水・金の10:00～17:00で専門相談員による相談。	2,000千円	5	平成30年度の利用者数は160人であった。広報、周知により利用者数が増加し、就労支援ができた。	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付。	2,500千円	男女共同参画・協働推進課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課		
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額	
133	IV	2	(1) ふれあいのまちづくり事業	地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市社会福祉協議会の事業に対し、補助している。	市単独	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営（相談件数：220件） 【本所】 毎週月・金曜日の一般相談、毎週水曜日の介護福祉相談、毎週木曜日の行政相談、月2回の弁護士相談、年3回の総合相談 【塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺支所】 月1回の一般相談 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」を年2回発行	806千円	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営（相談件数：283件） 一般相談 75件 介護福祉相談 4件 行政相談 27件 弁護士相談 105件 総合相談 72件 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」の発行 年2回 各12,000部	806千円	5	平成30年度の相談件数は、計画値を大きく上回っており、広く市民の相談に応じるなど、地域福祉活動の充実に寄与した。	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営（相談件数：220件） 【本所】 毎週月・金曜日の一般相談、毎週水曜日の介護福祉相談、毎週木曜日の行政相談、月2回の弁護士相談、年3回の総合相談 【塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺支所】 月1回の一般相談 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」を年2回発行	806千円	健康福祉総務課
134	IV	2	(1) 自立相談支援事業【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国庫補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	20,786千円	自立相談支援センターたかまつ（高松市社会福祉協議会）への委託 相談受付件数606件 プラン策定件数93件	20,786千円	3	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては支援プランを作成せずに情報提供のみを行うケース、他制度や他機関につながるケースがあり、近年はそれが多数を占めているため。相談受付件数としては増加傾向にあるが、支援プランの作成目標率を50%とすること自体に無理がある。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	20,662千円	生活福祉課
135	IV	2	(1) 児童家庭相談事業	子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。	市単独	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行う。	9,830千円	社会問題となっている児童虐待の増加を防ぎ、減少させるために、養育に不安のある保護者に対し、家庭訪問や電話対応など、問題解決に向けて積極的に活動できた。 家庭相談員 1人 子ども家庭支援員 2人 相談日時 月曜日～金曜日 9時～17時 延べ相談対応件数 8,745件	8,999千円	5	児童虐待や支援の必要な家庭に対し、必要な支援を行うことができた。	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行う。	11,966千円	こども女性相談課
136	IV	2	(1) 子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。	国庫補助	・支援体制 子ども家庭支援員（児童家庭相談事業、子育て相談事業） 虐待対応専門員（要保護児童対策事業） 心理担当支援員（正規職員）を配置。	※この事業は、児童家庭相談事業及び要保護児童対策事業、子育て相談事業に加え、心理担当支援員を正規職員で配属したことにより設置していることから、「子ども家庭総合支援拠点」として事業予算を算出することは難しい。	・支援体制 子ども家庭支援員（児童家庭相談事業、子育て相談事業） 虐待対応専門員（要保護児童対策事業） 心理担当支援員（正規職員）を配置。	※この事業は、児童家庭相談事業及び要保護児童対策事業、子育て相談事業に加え、心理担当支援員を正規職員で配属したことにより設置していることから、「子ども家庭総合支援拠点」として事業予算を算出することは難しい。	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていくことができた。	・支援体制 子ども家庭支援員（児童家庭相談事業、子育て相談事業） 虐待対応専門員（要保護児童対策事業） 心理担当支援員（正規職員）を配置。	※この事業は、児童家庭相談事業及び要保護児童対策事業、子育て相談事業に加え、心理担当支援員を正規職員で配属したことにより設置していることから、「子ども家庭総合支援拠点」として事業予算を算出することは難しい。		こども女性相談課
137	IV	2	(1) 女性相談事業【再掲】	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国庫補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	8,660千円	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事業に即した情報提供を行うことや、必要な緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 平成30年度 相談延べ件数：3,435件（実人員649人） うちDV被害相談件数1,146件（実人員255人）	8,693千円	5	女性相談員3人を配置し、相談事業の充実に努めている。相談件数は年々増加傾向にあり、地域における子育て機能の充実に向け、効果のある事業である。	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	8,756千円	こども女性相談課
138	IV	2	(1) 子どもの貧困対策コーディネーター事業【再掲】	貧困の状況にある子どもやその親たちが、周囲から孤立することなく適切な支援を受けられる環境づくりを進めるため、専門的な知識や経験を有するコーディネーターを配置し、ワンストップで相談に応じることができ体制を整備するとともに、関係機関・団体等のネットワークを構築し、コーディネーター力を高める研修を実施するなど連携の強化を図る。	国庫補助	①子どもの貧困対策コーディネーターの配置（1名） ②研修会、勉強会の開催 ③周知啓発リーフレットの作成（7,750部）	197千円	①子どもの貧困対策コーディネーターの配置 1名配置 ②研修会（講演会）1回開催 87人参加 勉強会 1回開催 29人参加 ③周知啓発リーフレット 7,000部作成	84千円	4	専門のコーディネーターを1名配置し、ワンストップの相談体制が整備された。また、関係機関等へ当該事業を周知するため、リーフレットの配布や各種会合で説明を行い、連携による関係機関相互の情報共有とネットワークの構築の重要性については、一定の理解が得られた。コーディネーターによる相談は、僅少であったため、関係機関等への事業の周知や運営等について課題があった。	①子どもの貧困対策コーディネーターの配置（1名） ②ネットワークの設置 ③全体会（講演会等）の開催 ④コーディネーター養成・育成研修会の開催 ⑤勉強会の開催	130千円	こども女性相談課
139	IV	2	(1) 母子・父子自立支援員等による支援【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国庫補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	12,127千円	自立支援相談件数1,671件 サポートブック3,000冊配布 日曜出張相談件数9件	11,536千円	5	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	12,071千円	こども家庭課
140	IV	2	(1) 無料法律相談などの案内【再掲】	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。		No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	-	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	こども家庭課

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）推進状況

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	平成30年度					令和元年度		担当課		
					事業内容（計画）	事業費予算額	事業内容（実績）	事業費決算額	評価	評価の理由	事業内容（計画）		事業費予算額	
141	IV	2	(1)	ひとり親家庭等日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町F.L.A.G.において、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	-	No41に含まれる	No41に含まれる	No41に含まれる	子ども家庭課
142	IV	2	(1)	利用者支援事業【再掲】	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課（7,113千円×3拠点） ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園運営課（7,113千円×1拠点） ・春日こども園地域子育て支援センター（土日、祝日を除く9:00～17:00）	7,113千円 （こども園総務課） 21,339千円	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 1か所 7,200千円 （こども園総務課） 子育て支援課（7,200千円×3拠点） ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松	7,200千円（こども園総務課） 21,600千円 （子育て支援課）	5	育児相談や連絡支援などの事業をしており、必要な施設紹介やサービス提供につながっている。 利用者数が年々増加しており、ニーズが高い事業である。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 1か所 7,200千円 （こども園総務課） 子育て支援課（7,200千円×3拠点） ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。（土日、祝日を除く9:00～17:00）（子育て支援課）	7,200千円（こども園総務課） 21,600千円 （子育て支援課）	こども園総務課（保育園） 子育て支援課（その他）
143	IV	2	(1)	子育て世代包括支援センターの設置【再掲】	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。 子育て世代包括支援ネットワーク会議（全体会2回、エリア会4回）	7,328千円	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供した。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図った。 SSW：13人	10,061千円	4	保健センターと保健ステーションに母子保健コーディネーターを配置し、専門職である母子保健コーディネーターが相談支援等を実施することができた。特に、妊娠届出時に面接を行い、支援が必要な妊婦に早期に支援を行えた。さらに、子育て世代の支援に関わる関係機関等において「子育て世代包括支援ネットワーク会議」やケース会議等を開催し、母子保健や子育て支援に関わる関係機関の連携強化が図れた。	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。 子育て世代包括支援ネットワーク会議（全体会2回、エリア会4回）	649千円	保健センター
144	IV	2	(1)	ハートアドバイザー配置事業【再掲】	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	42,841千円	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	41,543千円	5	児童の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	41,997千円	学校教育課
145	IV	2	(1)	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	60,628千円	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置した。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図った。 SSW：13人	58,836千円	5	「スクールソーシャルワーカー」の働きにより、児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見、的確な対応を図ることができた。	「スクールソーシャルワーカー」は社会福祉士等の資格を持つ人材を中学校に一人ずつ配置する。これにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。 SSW：13人	60,712千円	学校教育課
146	IV	2	(1)	いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨心心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4,451千円	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することで、児童・生徒さらには保護者や教員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	3,807千円	4	12学級以上の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置することで、児童・生徒さらには保護者や教員と幅広くカウンセリングを実施することができた。	12学級以上（特別支援学級は除く）の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	4,462千円	学校教育課
147	IV	2	(1)	関係機関との連携【再掲】	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	0千円	各小中学校や関係機関からの要請により可能な限りケース会に参加して、情報共有に努め、問題解決に向けた助言を行った。	0千円	4	様々な問題のある児童生徒についてはケース会を通して情報共有に努めることで、継続的にその対応策を学校と協議することができた。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	0千円	学校教育課
148	IV	2	(1)	教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を実施し、小学校入学に向けた相談を行う。 教育相談窓口を開設し、心理士、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	1,706千円	就学等教育相談・・・277組 教育相談・・・243件	1,632千円	4	希望する保護者に対しては全員に実施できた。心理士による教育相談へのニーズが高く、予約できるのが2か月待ちとなるケースもあった。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を実施し、小学校入学に向けた相談を行う。 教育相談窓口を開設し、心理士、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	1,796千円	総合教育センター
149	IV	2	(1)	不登校対策事業	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	適応指導教室を2か所開設し、不登校児童生徒を受け入れる。	103,732千円	新塩屋町 虹の部屋通室・・・66名 香川町 みなみ・・・14名	87,284千円	4	12月に定員に達し、両施設とも待機となった。通室できている中学3年生については全員進路が確保できた。	香川町みなみを出作町に移転拡充し、教育支援センターみなみとして開設する。新塩屋町虹の部屋と合わせて、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	21,291千円	総合教育センター